

# 福岡県公報

平成22年5月7日  
第3106号

## 目次

告示(第764号-第776号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) .....	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) .....	1
土地改良事業計画の変更の認可 (農村整備課) .....	2
環境影響評価手続きの廃止 (都市計画課) .....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....	3
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....	3
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) .....	3
保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課) .....	4
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	4
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	4
生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) .....	5
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) .....	6
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) .....	6
公 告	
競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) .....	7
一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	9
意見募集の結果の公示 (都市計画課) .....	11

正 誤

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成22年福岡県  
公安委員会規則第10号)中正誤 .....12

## 告 示

福岡県告示第764号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の  
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概  
要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡  
中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー光が丘店
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市光が丘四丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第765号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出につい  
て、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のと  
おり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九  
州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス吉田南店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町吉田南一丁目1038-17 外

## 2 意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

## (4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

## (5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

## (6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

## (7) 街並みづくり等への配慮等

店舗の隣接地は閑静な戸建て住宅地である。6mの区画道路を挟んで、戸建て住宅地の正面に派手なグリーンの巨大な壁面が建つことになり、非常に圧迫感を覚えるとともに、これまでの穏やかな日常生活とは異なり派手な景観となる点からも周囲に不快感を与える。

店舗としては、正面において企業イメージ色を使用することでその役割は十分果たしており、閑静な戸建て住宅地に隣接して立地することをふまえ、以下の点に対する配慮を求める。

ア 住宅地に面する店舗西面及び北面の外壁の色彩は、戸建て住宅地と調和した穏やかな色に変更する（ベージュ系統等）よう求める。色の変更が企業カラーのBG系統以外の色相の使用が不可能な場合においても彩度を下げ、明度をあげる等により穏やかな色調による外観となるよう求める。

イ 高さ9m弱×幅40m弱の巨大な壁面による圧迫感の軽減のため、建築物の高さをできる限り低くするとともに、市道岩瀬団地1号線から3m以上の壁面後退を行い、後退部分へは生け垣等による植栽を行うことで、単一巨大壁面による圧迫感を軽減させることを求める。

## (8) その他

店舗の隣接地は閑静な戸建て住宅地である。当該地では約3年前に民家火災が発生し、居住者は死亡、消火活動に際し近隣住戸には防水行為も行われた経緯があり、住民は火災に対する危機感が強い地域である。

現計画では、6mの区画道路に面して店舗が配置されている。当該施設は、周辺の戸建て住宅とは異なり大規模な店舗であることから、万一の出火に際して東側への延焼の危険性は高いと考えられる。

そのため、市道岩瀬団地1号線の道路境界から3m以上壁面を後退させることにより、隣接住宅地への延焼防止への配慮を求める。

## 福岡県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日
道手東土地改良区	区画整理事業 (道手東地区)	平成22年4月8日

## 福岡県告示第767号

福岡県環境影響評価条例（平成10年福岡県条例第39号）第39条第1項及び福岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年福岡県規則第47号）第30条第1項の規定により読み替えて適用される同条例第10条の規定により公告した都市計画に定められる対象事業について、同条例第39条第1項及び同規則第30条第1項の規定により読み替えて適用される同条例第29条第1項の規定により環境影響評価を実施しないこととしたので、次のとおり公告する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 都市計画決定権者の名称

福岡県

## 2 都市計画対象事業の名称及び種類

## ア 名称

都市計画道路久留米柳川線

## イ 種類

道路建設事業

## 3 該当する号及び該当することとなった年月日

## ア 該当する号

条例第29条第1項第1号

## イ 該当することとなった年月日

平成22年3月1日

福岡県告示第768号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年4月15日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人ふくおか福祉とびうめ会

## (2) 代表者の氏名

福本 慎吾

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市五条1丁目2番29号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域で自立した生活を営んでいく為に必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第769号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年4月15日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 北九州キッズクラブ

## (2) 代表者の氏名

元藤 真生子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区室町三丁目2番27号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州地域の次世代を担う子どもたちに対して、自主的、創造的そして文化的な体験活動を行い、また国際化していく地域社会の中で、多文化共生の視点も持ち、郷土「北九州」を愛する豊かな人間性を育み、豊かな人間性を育む地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第770号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	181	(今回変更した事項) 北九州市若松区大字藤木267番地13 若松警察署内 若松交通安全協会 会長 浦江重之	北九州市若松区大字藤木267番地13 若松警察署内	平成22年 4月13日
旧		(今回変更した事項) 北九州市若松区和田町12番13号 若松交通安全協会 会長 浦江重之		

## 福岡県告示第771号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

太宰府市大字国分字裏山976の1、977の1、977の4、990の45

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	荒木 停車場線	前	久留米市荒木町荒木1200番1先から 同市同町荒木1835番10先まで	4.4 ～ 10.8	326.8
			前	同上	6.0 ～ 15.8	336.0
			後	同上	6.0 ～ 15.8	336.0
飯塚	県道	飯山 塚田線	前	飯塚市芳雄町1815番3先から 飯塚市柏の森541番1先まで	16.0 ～ 38.8	658.0
			後	同上	16.0 ～ 38.8	658.0

## 福岡県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年5月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚山田線	飯塚市柏の森2082番1先から 飯塚市柏の森541番1先まで

福岡県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
福津支15	福津市地域包括支援センター	福津市上西郷486-1	22・4・1	予支援
粕介340	志免総合診療所	糟屋郡志免町志免4丁目22-11	22・3・1	居管・予居管
八女介130	八女市国民健康保険直営木屋診療所	八女市黒木町木屋1879	22・2・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管

み介29	村上整形外科スポーツクリニック	みやま市高田町江浦280-1	22・4・1	訪看・訪リ・通り・福用・居管・予訪看・予訪リ・予通り・予福用・予居管
行介133	医療法人博邦会きむらクリニック	行橋市大橋3丁目5-1	22・1・1	訪看・居管・予訪看・予居管
飯居255	デイサービス花	飯塚市綱分1589-1	21・9・1	通介・予通介
飯居258	デイサービスセンターわかば	飯塚市小正中田21-6	22・4・1	通介・予通介
飯居259	株式会社ワイエス	飯塚市平恒115-29	22・4・1	福用・福販・予福用・予福販
飯居256	訪問介護やまびこ	飯塚市有安112-12	22・4・1	訪介・予訪介
朝倉居43	デイサービスセンターのんびり村	朝倉市山見堂園429	18・4・1	通介・予通介
朝倉居46	美奈宜の杜ヘルパーステーション	朝倉市美奈宜の杜5丁目12-10	22・3・23	訪介・予訪介
朝倉居44	美奈宜の杜デイサービスセンター	朝倉市美奈宜の杜5丁目12-10	22・3・23	通介・予通介
朝倉居45	デイサービスアン・ローゼ	朝倉市杷木志波92-1	22・4・1	通介・予通介
八女居70	八女社協ヘルパーステーション黒木	八女市黒木町桑原207	22・2・1	訪介・予訪介
八女居72	八女社協訪問入浴サービスセンター黒木	八女市黒木町桑原207	22・2・1	訪入・予訪入
八女介福6	八女市特別養護老人ホームゆいのもり	八女市矢部村矢部4058-1	22・2・1	老福

大川居35	ひまわり介護サービス	大川市大字津12 - 1	22・3・1	訪介
古居43	通所介護ライズ古賀	古賀市天神1丁目3 - 14	22・3・1	通介・予通介
筑紫地居25	デイサービスセンターグランドG - 1	筑紫郡那珂川町道善1丁目121	22・3・1	通介・予通介
筑紫地居26	ヘルパーステーショングランドG - 1	筑紫郡那珂川町道善1丁目121	22・3・1	訪介・予訪介
嘉鞍支2	居宅介護支援事業者さくら園	嘉穂郡桂川町大字土居877	22・3・1	居支
田川居127	ヘルパーステーションふじの花	田川郡福智町神崎1056 - 153	22・4・1	訪介・予訪介
飯居257	グループホームふるさと	飯塚市綱分870 - 26	22・4・1	認共・予認共
八女介福4	八女社協特別養護老人ホームゆいのもり	八女市矢部村矢部4058 - 1	22・2・1	短生・予短生
八女支17	八女社協ケアプランセンター黒木	八女市黒木町桑原207	22・2・1	居支

## 福岡県告示第775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
京居36	京都医師会苅田在宅介護センター	苅田医会在宅介護センター	京都府苅田町尾倉4丁目1 - 7	22・4・1
直居65	さくら・介護ステーション直鞍感田	さくら・介護ステーションえこわいず	直方市大字感田2156 - 1	22・3・1
八女居42	八女市社会福祉協議会通所介護上陽センター	八女社協デイサービスセンター上陽	八女市上陽町北川内123 - 1	22・2・1
小居11	ヘルパーステーションすみれ	ケア・サポート草の花	小郡市二森1346 - 5	22・4・1
八女支12	八女市社会福祉協議会居宅介護支援上陽センター	八女社協ケアプランセンター上陽	八女市上陽町北川内123 - 1	22・2・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京介歯79	神歯科医院	築上郡築上町大字伝法寺401 - 1	築上郡築上町大字伝法寺400 - 1	22・4・1
嘉麻居79	ヘルパーステーション虹の華	嘉麻市漆生2319	嘉麻市山野1278 - 31	21・3・1
朝倉居8	朝倉医師会ヘルパーステーション	朝倉市三奈木2466 - 1	朝倉市来春422 - 1	22・4・1

## 福岡県告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、

生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
八女支10	福岡県介護保険広域連合 八女支部地域包括支援センター	八女市津江565 - 3	22・3・31
福津支11	福津市地域包括支援センター	福津市中央1丁目1 - 1	22・3・31
嘉支50	福岡県介護保険広域連合 嘉穂支部地域包括支援センター	嘉穂郡桂川町大字土居360	22・3・31
粕介315	志免総合診療所	糟屋郡志免町志免4丁目22 - 11	22・2・28
八女介64	医療法人木附内科医院	八女市本村374 - 9	22・3・31
八女介118	黒木町国民健康保険直営 木屋診療所	八女市黒木町木屋1879 - 1	22・2・1
八女介116	長野外科	八女市黒木町本分1098 - 7	22・2・1
行介116	きむらクリニック	行橋市中央2丁目7 - 8	21・12・31
像介歯7	井上歯科医院	宗像市田熊1丁目3 - 32	22・4・1
直居63	さくらデイサービス直方 げんき塾	直方市大字頓野1863 - 2サンモ ール1F	22・3・31
宮支16	あったかステーションケ アプランサービスセンタ ー	宮若市宮田4406 - 1	22・3・31
宮居45	あったかステーションヘ ルパーサービスセンター	宮若市宮田4406 - 1	22・3・31

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

捜査支援用パソコン賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
  - シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
  - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
  - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
  - ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
  - タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
  - チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
  - イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
  - ウ 電話 092 - 641 - 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
  - イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
  - ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成22年5月28日（金）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。



## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約事項の名称

捜査支援用パソコン賃貸借

## (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

平成22年7月1日から平成27年6月30日までの間

## (4) 納入場所

福岡県警察本部が指定する場所

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

## (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について

別途実費を徴収する。）

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年6月16日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

## (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

## (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

## (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

- (1) 期間等  
平成22年5月7日（金）から平成22年6月16日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで
- (2) 場所  
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の受領期限及び提出場所
  - (1) 受領期限  
平成22年6月16日（水）午後5時45分
  - (2) 提出場所  
5の部局とする。
  - (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の日時及び場所
  - (1) 日時  
平成22年6月17日（木）午前11時00分
  - (2) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- 11 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

- ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。  
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
  - (1) 金額の記載がない入札
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
  - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
  - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
  - (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
  - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
  - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

A leasing contract for personal computers that are going to be installed at the police stations

- (1) Article and Quantity  
 A leasing contract for 185units of the aforementioned personal computers
- (2) Time Limit of Tender  
 5:45 PM on June 16, 2010
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
 Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
 Tel 092-641-4141 (Ext 2234)

公告

都市計画法（以下「法」という。）に基づく開発行為等の審査基準の改正案について、平成22年3月4日から平成22年4月2日までの間、御意見を募集したところ、6件の提出がありました。これに対して慎重に検討した結果、御意見の概要及びこれに対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成22年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見の概要と考え方

	意見内容	意見に対する考え方
1	平成19年11月30日改正前の審査基準による審査を経て、法第34条第1項の規定による開発許可を受け、都市計画法上適法に建築された市街化調整区域内の既存の店舗について、審査基準で定められている開発面積の限度内で敷地拡張を行おうとする場合においては、平成19年11月30日の審査基準改正により追加された開発区域の接する道路の最小幅員等の要件（特に「幅員9m以上の国道又は主要地方道に接していないこと」）にかかわらず、開発許可の対象とできるよう審査基準に例外規定を追加してほしい。また、申請地が国道等の側道にも接してはならないとしている現行の要件を廃止するか、又は側道の定義を明確にしてほしい。	都市計画法上適法に建築された市街化調整区域内の既存の店舗であっても、敷地拡張を目的として開発許可を受けようとする場合にあっては、当該店舗が、周辺の地域に居住している者の日常生活のため必要な物品の販売を営む店舗であることの担保が必要のため、御意見のような例外規定を設けるのは難しいと考えております。また、側道の要件については、これまで実例がないため、審査基準は現行のままとし、個別に判断することといたします。
2	法第34条第9号の規定に基づいて、市街化調整区域内に建築することができる建築物にコンビニエンスストアを含めてほしい。	同号の規定に基づいて建築することができる建築物として政令で定めている「休憩所」は、一定の交通量がある道路における道路使用者の休憩等のためのものであり、コンビニエンスストアは、これに該当しないと解されます。
3	法第34条第14号の規定に基づいて市街化調整区域内の大規模既存集落内において、小規模の工場、事務所、店舗等の開発許可申請を行うことができる者に、当該	当該大規模既存集落の市街化を促進することがないように、当該集落内において小規模工場等の開発許可申請を行うことができるのは、区域区分の日の前から当該集落内に

	集落内に生活の本拠を有さないが、分家の要件を満たす者を加えてもらいたい。	生活の本拠を有するという既得権の範囲に限っております。
4	法第34条第12号に規定する県の条例で指定された市街化調整区域内の大規模既存集落内において、分家住宅の開発許可を受けようとする者の勤務地の要件については、勤務予定の場合であっても審査の対象としてもらいたい。	開発許可申請者に申請地から通勤可能な場所での勤務の実績がまだなく、勤務予定である場合には、勤務予定であることが担保されているかどうかを審査しております。
5	法第34条第14号に規定する県の条例に基づいて市街化調整区域内に指定された区域内においては、市町も農林漁業生産物直売所の開発許可申請を行えるようにし、その運営については、指定管理者制度等の活用により、市町以外の者でも行えるようにしてほしい。	御意見を踏まえて、開発許可申請を行える者に市町を加えるとともに、市町が開発許可申請をする場合においては、市町以外の者が当該直売所の運営を行えるよう修正しました。

6	市街化調整区域内における建築行為等の許可を受けて一般貨物自動車運送事業の用に供されている建築物の用途を変更しようとする場合の当該建築物の建築後の経過年数の要件について、他の用途の建築物において今回審査基準を見直されたのと同様に、「10年以上」を「5年以上」に改正してほしい。	御意見を踏まえて、「5年以上」に修正しました。
---	---	-------------------------

2 問い合わせ先

建築都市部都市計画課開発第1係

電話：092 - 643 - 3715

メールアドレス：toshi@pref.fukuoka.lg.jp

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
22・4・12	3097	福岡県公安委員会規則	10	4			10		キ又はク	キ及びク
							12		キ又はク	キ及びク